

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から平成24年9月6日付、橋総第111号をもって追加議案1件が送付されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において12番 清水君、14番 中本浩精君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井上勝彦君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は15人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、13番 石橋君。

〔13番（石橋英和君）登壇〕

○13番（石橋英和君）おはようございます。9月定例会一般質問、最初の質問者でございます。よろしくお願いいたします。

毎年の猛暑でありまして、とりわけこの残暑の時期は、すべての日本人にとっての最後の我慢比べであります。今年の夏は、北極の氷が異常に解け出しているとのことですが、どこの国も自国の頭の上のハエを追うのに精いっぱい、世界規模での温暖化防止協議を忘れてしまったのか、国際ニュースでこの言葉をあまり聞かなくなってきた気がいたします。

羊たちは、放牧場の最後の牧草が間もなくすべてなくなろうとしていようが、競って牧草を食い尽くします。今の国際社会も、隣の羊が牧草を食っているのだから、うちも食べてどこが悪い、が最優先の言いわけとなっているようで、どこの国の政府も地球の危機と真つすぐには向き合いません。

それでは1番目の質問でございます。市内各区の集会所建設補助制度についてであります。

本市には100を超える区がありますが、それぞれ区民皆さま方の考えに基づいて、自由な区運営がなされております。その実態はまさに千差万別であり、それぞれの皆さんの発想がとても興味深くもあり、魅力的でもあります。日本中のさまざまな土地で生を受けた人たちが、縁あって一区民として肩を寄せ合って暮らしている新興団地の各区、区を法人化して多くの資産を管理している区、戸数が多い区、区内をいくつか分割して運営している区、反対に、さしたる資産もなく、戸数も少なく、少子高齢化による人口減少でいささか元気をなくしつつある区。このような実態も各区の自由な運営の範疇であり、行政側が口を差し挟むものでも、指導すべきもので

もなく、同時に行政側に何らかの責任が伴うものでもありません。

さて、今回のテーマであります区の集会所であります、あるときは本会議場となり、予算の時期は委員会室に、ふだんはお年寄りたちの日だまりの場所に、何か事あれば区民総会、めでたごとには大宴会場、そして市内で最も安い葬儀会館と、区民は日常を、また、人生の節目節目を集会所で過ごします。

市行政もその集会所の重要性を認識し、新築・改築に必要な資金として500万円を上限とする補助を行っております。であります、市も援助するし、住民ものどから手が出るほど欲しい集会所を持っていない区があります。あっても、状態が悪く満足に使用できないものもあります。新築しようとしても500万円で建つはずもなく、住民1戸当たり不足を割り当てようとすれば、戸数が少なく高くつき過ぎるため、区民の同意が得られません。

各区の事情に関しては行政責任はないというものの、小さい区の住民は明らかに多くの不自由を強いられます。集会所の補助金制度にしても、先に住民1戸当たりの出費限度額を算定しておいて、次に、500万円に限定せず必要な補助額を増減させる方針にしておかないと、小さい区はいつまでたっても集会所は建ちません。行政の側を先に決めようとするのではなく、住民の側の限度を先に探ろうとする、きめ細やかな配慮こそが思いやりの行政であります。

ある区長が怒りを訴えておられます。災害時、1人の犠牲者も出たくないから、防災訓練に区民を駆り出そうと声を枯らしているけれど、実は、うちには一時避難できる建物がない。地震があれば、うちの集会所が一番先に倒壊するでしょう。隣の区には立派な防災センターがあって、市はそこへ避難しろと

言うけれど、あちらの区民が全員避難してきたら既に定員オーバーなのに、そんなところにうちは入れてはもらえません。年寄りたちは絶対に行かないと言っているし、第一、あそこまでは遠過ぎるんです。

集会所は区のかい性で建ててください。もとより市が主体となって関与するものではありません、という考え方は崩せないとしても、災害時に避難する場所を持たずに、心細い思いで毎日を過ごしている市民の存在を、なおざりにはできないと思います。集会所は区民の娯楽施設ではありません。まさに市民生活安全・安心の拠点であります。集会所兼用の避難施設と位置付けて、防災対策予算を組めないでしょうか。今、満足な集会所を持っていない区に対し、何としても新たな補助制度の確立が必要であります。

次の質問、2番目の質問に移ります。市内で数が増えている野良猫対策、避妊手術助成金制度の復活についてであります。

今の日本社会で生息している哺乳動物のほとんどすべてが人の管理下に置かれており、その時々の人間の都合で、増やされたり減らされたりしております。まずは人の栄養源となる食肉用の動物たち。そして、ペットとして飼い主に愛され、高価な洋服を着たり、時にはホテル暮らしもする愛玩動物たち。生涯のほんのわずかな期間、全力でターフを駆け抜け、莫大なかけ金の対象となり、勝ち馬だけに10年ほどの余生が与えられ、残りは消えていく競走馬たち。人が使う医薬品の研究開発にその身を提供してくれている実験動物たち。いずれ金が介在し、経済活動に組み込まれた動物たちであります、自動車やビールなどの商品との違いは、動物としての感情を持って生まれてきているということでありませぬ。

私は馬が好きで、今でも馬術競技にかかわ

っているのですが、馬は生まれてしばらくすれば調教の時期に入るため、母馬から子馬を引き離します。そのとき、母馬は子どもをとられまいとするし、子馬は母のそばにしがみつきます。間違いなく、哺乳動物たちは人間と変わらない感情を持っています。レースのために競技場へ向かうトラックに乗せられようとしているのか、屠殺場へ向かうトラックに乗せられようとしているのかを、間違いなく馬は知っています。人間の勝手にこの世に送り出され、従順にその務めを果たし、やがて活躍できる時期が終われば、天寿を全うすることなく処分されていくのが彼らの定めではありますが、何とも人間は勝手であります。

ペットショップの陳列には、子猫や子犬が愛くるしく多くの人たちの注目を集めておりますが、その子たちには20万円だの30万円だのの値段が付けられております。その子たちは見世物としてそこにいるのではありません。確実に商品として、その値段で売れていきます。ペット業界は戦後の成長株で莫大なビジネスを展開してきました。ただし、飼い主たちの好みは常に変わっていきました。既に売れ筋でなくなった血統は店頭に出してもらえぬまま処分されていきました。ブリーダーたちは業界の利益を守るために、もう高値で売れなくなった種は処分します。既に守ってやれなくなった命だから、自分たちで手を下します。野に放って哀れな死なせ方をさせたくないというプロの信念があります。一番辛いことから逃げないという責任感があります。

ところが一般の飼い主は、飼えなくなったペットや、たくさん生まれてしまった子猫を処分できずに公園に捨てに行きます。ほとんどは飢えや乾きやカラスに食われて死にますが、まれに生き延びて野生化し、子孫を増やし、地域を荒らします。

近年、猫エイズが問題となっております。

人のH I Vと同じく根本的な治療法はまだありません。猛烈な勢いで感染が拡大していますが、人のH I Vとて遺伝子の突然変異によるものだとしたら、今は人への感染はありませんが、猫エイズウイルスがいつ突然変異して、人への感染が始まるかもしれません。

コンクリートジャングルと化した日本の国土で、これらの動物たちが人の手を離れて、合理的に人と共存していくことは不可能であります。守ってやれない命なら、最初から生まれてこなくて済むように、避妊の措置をとる必要があります。猫エイズ撲滅の方策としても、また、今のところ鳥や豚がインフルエンザウイルスの媒体となっていると言われていますが、来年は猫かもしれません。一度、野良猫を一掃しなければなりません。かつて実施されていた、橋本市の猫に対する避妊手術助成金制度の復活と、市内に増え過ぎた野良猫の一斉捕獲を要望いたします。

これで壇上での質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君の質問項目1、集会所建設補助金に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（森川嘉久君）登壇〕

○総務部長（森川嘉久君）集会所建設補助金制度のご質問にお答えいたします。

現在、集会所は各区・自治会の皆さま方で管理・運営を行っていただき、身近で気軽に利用できる地域の行事や集会の場所として活用いただいているところです。

このような、ご近所同士の知り合いの輪を広げるための地域情報の発信や交流の場としての集会所の管理・運営の一助として、各区・自治会が事業主体として集会所を新築または改築を実施する場合の補助を行うため「橋本市地区集会所建設及び管理運営補助金交付要綱（平成20年橋本市告示第102号）」を定め、

新築または改修に係る総事業費の3分の1以内で、限度額を500万円以内として予算の範囲内で補助金を交付しています。

議員おただしの、小さい区、蓄えの乏しい区が集会所を新築する場合、1戸当たりの負担額が高額となることから、補助制度を市内全戸同額となる算定基準が適当ではないかということですが、例えば、人口または世帯数が多い区・自治会では、集会所が1箇所だけでなく数箇所あるいは世帯数に応じた大きい規模の集会所を整備する必要があり、1世帯当たりの負担は相応の額が必要であると見込まれます。これまでも数箇所必要な区・自治会では、一度の整備では困難なため、年次計画により当該補助制度を利用し、順次改修も含めて整備をしていただいております。

今後とも当該制度を活用し、集会所を整備される場合、既に整備された区・自治会との公平性を保つ必要がございますので、集会所の整備については、人口または世帯数の多寡に応じ、改修も含めた整備計画を検討していただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、当該補助制度は、あくまで各区・自治会が事業主体となって集会所を整備する場合の助成でございます。

なお、議員もご存じのように、市の財政は依然として厳しい状況にありますので、現行の補助制度にて活用いただきますよう、ご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君、再質問ありますか。

13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）どうもありがとうございます。

区は営利活動というのは行いません。でも、いろんな区によっての事情で、合法的に区に金が入ったり、また、施設の提供を受けたり

という例外的なケースはあります。しかし、基本的には区民が払う区費が唯一の収入源で、あらゆる出費をそれで賄っているのが基本でございます。

そんな中、毎年の出費を抑え、集会所建設資金をためていこうとするんですが、なかなか思うに任せず、どうしても建設の時期に集会所の建設特別区費を徴収しなければならなくなります。その額が区民にとって限度を超えているということで、戸数の少ない区は集会所建設計画がいつもとんざしてしまうのが実情であります。

地域に焦点を当てれば、そこにいる人たちは区民に見えますが、区民だから区で面倒見てくれというわけでもないのかもしれませんが、その人たちは区民である前に、言うまでもなく橋本市民でありまして、最低限の市民生活が保障されなければなりません。区集会所は区民の娯楽場というレベルではありません。まさに生活の安全・安心の拠点であります。

先ほど、集会所の用途をいろいろ並べましたが、自然災害に限らず、例えば、凶悪犯が地域に逃亡している場合でも、集会所に集まって全員の所在が確認できれば、区民全員それで大丈夫であります。だから、いつも何かあれば集会所へ集まるという、これをやるのがすごく日頃の生活に安全だし、親睦が図れるし、だから、やっぱり集会所の必要性というのは、ちょっと今当局が考えておられるより、もう一段階上のレベルの必要性があるようにどうしても思われます。

先ほどのご説明で、大きい区だったら面積も増えるし人口も多いから、1個の集会所だったら規模を大きくする必要があるだろう、面積が広がったら何箇所か分散して建てる必要があるだろうと、そういう説明も確かに理解はできます。ただし、やっぱり本質的に、基本的に大きい区というのは底力があります

し、いくつかの集会所を実際建てておられます。でも、現実問題として、人数の少ない区で、とても使えるような状態じゃない集会所で何とかならんかと、もう長いこと言い続けて、いまだに計画も進んでいない区というのが実態としてございます。

ですから、今は防災を考えなければならぬ時代です。その防災も、つい何年か前まで私たちが考えていたより、もっと高いレベルで対応できる防災を考える時代に日本はなってきました。そのときに、やはり集会所と言わずに防災施設だというふうに位置付けをして、何かあればそこへみんなが集まってこれる安全な場所というのは、これは区単位じゃなく、行政としての責任の範疇であろうかと思われまます。ですから、区と共同でそれを建てようと、もちろん市だけじゃなくて区も協力が当然必要なわけでありまますが、やはり、それが欲しくても今現在ないという区に対しては、市がリーダーシップを発揮して、何とかそこへ安全な建物を一つ建てるように、一歩踏み出していかなければならない時代のように思えるわけでございます。

そういう観点から、再度、何とかありませんかという質問でございますが、お答えいただければと思います。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）議員ご指摘の点はもっともでございますが、先日から、南海トラフの地震の件も大々的に報道されておまして、全国で32万人ですか、被害が出るというような予測もされております。そういう中であって、集会所というのが地域のコミュニティのかなめでございますし、一時避難所として活用いただいておりますのも事実でございますが、早急に何とかしたいという気持ちはやまやまでございます。

ただし、市の施設につきましても、全部が

耐震化されておるわけではございませんで、まず学校等の教育施設、それからほかの公共施設という順序で、今、耐震化事業を進めておる最中でございます。避難所につきましても、まず指定避難所があるわけでございますけれども、その指定避難所についても、残念ながら、現在のところすべてが耐震化されておるわけではございません。そこも含めて早急に整備していく必要があるという認識は非常に持っておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、地域のかなめとしての一時避難所にも使われる集会所について、耐震について何とかということは非常に考えておるわけでございますが、どの時点でというのは、現在のところ申し上げられないわけでございますけれども、まず耐震診断をしていただいて、この費用についても全額というわけにはなかなかいかんとは思いますが、現在、一般の住宅ですと補助制度がございます。それから、その耐震の後の改修の補助制度もございます。そういうような形で、まず耐震診断をしていただいて、必要のないところは、これはもちろん必要がないわけでございますので、必要なところについて改修工事なりをしていただく、あるいは、もう全面的に新築をするほうが経済上有利であるということでしたら、そういう形で新築していただく場合について、補助制度を何とか整備できないかということで考えておるところでございます。ただし、これは政策決定もされておられませんし、いつの時点でということ、実現と言われますと、ちょっと現時点ではっきり申し上げられないところでございますけれども、必要性は強く認識しておるところでございますので、将来に向けて課題として進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）災害時の避難計画にも

うちちょっと着眼しないと、随分と不備があるなというふうに思われます。収容人数であるとか、そちらまでの距離であるとか。例えば、私がちょっと調べただけでも、平気で定員オーバーしているというのがございます。

だから、そういうのを今部長が言われたように、すべてを解消するには莫大な費用がかかるという問題が確かにあるんですけども、でも、それはそれとして、問題は問題として、避難計画がやっぱり抜かっている部分を再度洗い直して、こういうふうに計画を変更する必要があるところは変更していく必要があると思うんです。ですから、今の避難計画について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）避難計画につきましては、現在、地域防災計画を見直しておりまして、その関係で、それについても検討しておる最中でございます。ただし、議員おっしゃられたように、その条件がございますので、すべてにわたって完全なものというのはなかなか難しいのではないかとこのように思っておりますけども、先ほども申し上げましたように、その指定避難所に行っていく以前に、地域の集会所を一時避難の場所として、これはそれぞれの区で考えていただいておりますので、その必要性、大切さというのは十分認識しておりますので、そういうことも含めまして、今後いろいろと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）避難計画に関しましては通告から外れますので、これでとどめたいと思います。それでは、これで1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、猫の避妊手術助成金に関する質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）猫の避妊手術助成金の復活を、についてお答えします。

本市では、平成7年度から飼い犬の避妊・去勢手術に対して補助を開始し、平成9年度からは飼い猫に対しても避妊・去勢手術の補助をしていました。

その後の効果について調査しました結果、猫につきましては、保健所での引き取り数で見ますと、平成9年度が185匹で、その後5年間は100匹前後に減少しましたが、平成15年から5年間の引き取り数は200匹前後に増加しており、補助制度の成果が現れないようになり、平成20年度から猫の避妊・去勢に対する補助を打ち切りました。

犬につきましては、補助開始前の捕獲数が230頭であったものが、補助開始後捕獲頭数5年後には100頭に減少し、さらに平成13年度以降は40頭から30頭前後に減少し、大きな成果が見られました。このため、一定の役割が果たせたということで、平成24年度から犬に対する避妊・去勢の補助制度も廃止しています。

議員おただしのおり、近年、野良猫が増加傾向にあり、担当課で保管しております捕獲おりの貸し出しも、年間三十数回と増加しています。県や保健所にも野良猫の対策について問い合わせをいたしましたが、県下的にも同じような状況であり、対策としては、野良猫にえさを与えないことや、飼い主に対して適正な飼い方を徹底してもらうよう、啓発をしていく方法しかないとのことでした。

また、猫エイズの撲滅につきましては、人には感染した例はありませんが、猫同士の血を流すようなけんかや、エイズに感染した猫と交尾することにより感染するとされており、一掃するには、蔓延する前に捕獲して処理することが最善策であると考えています。

市といたしましても、野良猫を減少させるための方法を模索し、保健所や地域の皆さまのご協力をいただきながら対応していきたいと考えています。

避妊・去勢の補助制度の復活につきましては、野良猫を減少させるための一つの方策ではありますが、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君、再質問ありますか。

13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）ありがとうございます。

これを質問のテーマに選びましたのは、単純に、猫が増え過ぎて本当に困っているから、何とかしてもらえませんかという市民の声を預かったからであります。

何人かの地元の獣医にお話を伺いに行ってみました。野良猫にえさを与える行為がもっともよくないとおっしゃっています。動物愛護精神の履き違えですと、きっぱりとおっしゃっています。まさに猫かわいがりをしてしまったら、飼い主としての義務を見失います。ペットを飼うことは、相手が動物であっても、命と向き合う行為であります。守ってやれない命に手を出すな、守ってやれない命を世に出すな、を実践していかなければならないと思います。

捕獲頭数ですか、保健所で預かった頭数の増減を、今の野良猫の実態として認識するというご説明なんですけども、それはそれで、あたらずとも遠からずの実態数は把握できると思うんですけども、でも、やっぱりそれですべて、市内でいる個体数を把握できているかといえば、ちょっと危険が残るような気もいたします。

なにせ、増えてきておることは確かでありまして、猫エイズが感染を広げていっており

ます。そして、鳥インフルエンザ、豚から人間へというケースも、だから、猫だったりインフルエンザのまた媒体をしてしまうようなことが起こらないとも限らないわけで、実際、猫、犬にいたしましても、野良として生きていくのは、もうやっぱり不可能な時代があります。そこを生きていこうとすれば、人のものを盗んだり、また人に迷惑をかけたり、道路ではねられて死んだり、それが交通事故の原因となりかねません。だから、やっぱり動物は、今はもう人間の手に置くしかない時代だと思います。

だから、これは飼い主自体にも、いろいろと気持ちの上でしっかりと自覚を持つ必要があることであるとともに、やっぱり行政も、せつかく補助制度をやって、それでやはり喜んだ市民もおりました。だからといって、短い期間で効果が認められないからやめるというんじゃないでして、個体数を減らすのに、生まれてこなくて済む子どもを世に送り出さない効果としては、避妊手術・去勢手術というのはやっぱり有効な手段であるわけですから、どうか、そんなに目先の数字だけを追っってもうやめるといって、もうちょっと粘り強く、市内を徘徊している猫の数を減らすまで続けていただきたいという要望でございます。

それと並行して捕獲を、保健所なりの仕事にはなってくるとは思うんですけども、またその啓発でありますとか、捕獲もしながら、そして避妊も奨励しながらということで、そういう野良猫を減らしていくように、前向きな姿勢に転換していただきたいと思えます。やっぱり避妊の助成制度を復活しても地域の野良猫を減らす結果にはつながらないと、断定したような言い方をちょっとなさったような気がするんですけども、私は、やっぱりそれは絶対無力ではないと思っております。

すし、それをやっていかない限り、野良猫は将来的には減っていかないと思うんですが、再度その点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、捕獲頭数の関係でございますけども、先ほど演壇からご答弁を差し上げましたように、補助制度を行っておるときでも、保健所で引き取りをしております猫の頭数がほとんど変わらなかったということで、補助自体が猫の繁殖というんですか、それを一定抑えるような役割が十分果たせてなかったというふうに私どもは考えております。

いろいろと調査をいたしますと、猫、犬もそうですけども、特に猫の場合に、補助制度に三つの基本パターンがあるようです。一つは、野良猫も飼い猫もあわせて補助するという一つのパターン、そして、飼い猫のみ補助するという一つのパターン、そして今、近年、都市部のほうでその制度が出てきておるわけですけども、野良猫のみに対する補助金の制度、三つの制度があるようです。ただ、野良猫に対する補助金の制度につきましては、ある市ですけども、地域の中で活動員といった、いわゆる資格というんですか、市の認定を受けた方が、地域の中で自治会長なり区長の合意をいただいた中で、野良猫のみを飼育していくといった制度の中で、その方が野良猫の避妊手術等を実施した場合に、その方に対して補助金を出していくといった制度が都市部のほうで出てきております。今始まったばかりで、どういった効果が現れてきているかということとはなかなか出ていないようでございますので、橋本市としても、そういった状況を見ながら検討していきたいなというふうに考えております。

ただ、基本的には愛玩動物ですので、動物

の愛護及び管理に関する法律の中で、きちんと飼い主なり占有者が管理をしなければならぬといった法律になっておりますし、また、その飼い猫なり飼い犬を遺棄した場合には50万円以下の罰金といった、法律上のそういった罰則も設けられておりますので、そういったことも含めて今後啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）今、飼い主の側の自覚も大事なことですよということで、確かにそのとおりだと思います。でも、市当局の考え方も同じように大事でありまして、捕獲頭数云々で決めるというのではなくて、生まれてきた時点で歓迎されていない子猫が生まれてくるんですから、やはり守ってやれない命を防ぐには、避妊手術が一番最適だろうと思います。ですから、市のお考えもよくわかるんですけども、それこそ本当の意味での動物愛護の考え方に立ち返って対処するのであれば、これは大切なことではないかと思います。

そして、市がまずそれを実践した上で、飼い主に対して改めてペットの飼い方の指導をしていく。そして市民のペット愛好家と市の行政ともに力を合わせて、野良猫を減らしていくという方向へ向かっていくとしたら、やっぱり市もそのところを十分と、しっかりと認識しておかないと、予算のことと数字のことだけで問題解決を図ろうとしても、なかなか難しい点があるかと思えます。

罰則規定があると言いながら、やっぱりよく耳に入ってきます、あのどここの公園で猫が何匹紙袋に入って捨てられていたという話がありますし、その捨てた人間を探して罰則を与えたということは聞きません。やっぱり相変わらず、これはなくならないと思うんです。ですから、本当の意味での動物愛護の

気持ちを、市が理解した上で市民に伝えていくと。そういうことをやっていく必要があると思います。ですから、再度再度で申しわけないですけども、いささかしつこいようでございますけども、何とかその辺の観点からも、制度の復活及び動物愛護の精神をもう一度考え直そうという、その辺についてご答弁願います。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）外猫というんですか、野良猫の寿命が、一般的にはだいたい四、五年というふうに言われております。先ほどご答弁を差し上げましたように、都市部でそういった制度的なものも出てきておりますし、また、増加傾向について、どういった形で推移していくのかということも含めて、状況を見ながら検討をしていきたいなというふうに考えております。

ただ、これは高野口のある区でございますけども、その区も野良猫が多く発生しまして、区を挙げて捕獲をしたいということで、事前に区民の皆さんに回覧板等を通じまして、野良猫の捕獲をするので、飼い猫についてはきちんと家の中で飼っておってほしいということで、市のほうから捕獲おりも貸与させていただいたわけですけども、そういった方法で野良猫の一掃というんですか、これについては、県の動物愛護センターのほうへ連れて行って、最終的には殺処分という形になって、非常にかわいそうでございますけども、いわゆる猫エイズの関係も含めて一掃ということであれば、そういった方法も一つあるのかなと。今後、区長なり自治会長とも相談をしながら、より良い方法を研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）これで終わります。あ

りがとうございました。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君の一般質問は終わりました。